

宅地建物取引業法第11条第1項各号に該当することとなった場合は、その日（死亡の場合はその事実を知った日）から**30日以内**に届け出なければなりません。

- ・主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁に正本1通、副本1通の合計2通提出してください（別途届出者控え1通。業界団体提出分がある場合はそちらも持参）。副本はコピーで可（モノクロ可）。
- ・以下の書類のほか、審査の上で別に書類の提出等が必要となる場合があります。
書類提出前に、この「書類一覧」で必要書類の漏れがないか御確認ください。

○宮崎県知事免許（宅地建物取引業者 廃業等届出）

書類一覧

	個人業者／法人業者	廃業等の理由	届出人	書類の名称 当該届出に係る事由を証する書面（添付書類）
共通				【様式第三号の五】 廃業等届出書 （様式第1） 免許証返納届出書 免許証 （返納。有効期限内のもの）
	個人	宅地建物取引業者が死亡	相続人	戸籍謄本等 （死亡事実及び届出人が相続人（配偶者・親子関係等）であることが分かるもの。）
	法人	合併による消滅	代表する役員であった者	消滅した会社の閉鎖事項全部証明書 （消滅日が載ったもの）
	個人／法人	宅地建物取引業者が破産	破産管財人	破産管財人の証明書 （破産開始手続日が載ったもの） ※裁判所発行
	法人	合併及び破産以外の理由による解散	清算人	履歴事項全部証明書 （解散日が載ったもの）
	個人／法人	宅地建物取引業を廃止	（個人）業者であった者 （法人）法人を代表する役員	【法人を代表する役員が死去し、宅建業を継続しない場合】 履歴事項全部証明書 ※ 「法人を代表する役員の死亡の事実」及び「後任の法人を代表する役員の氏名」の確認に必要なため 【外国法人の場合】 履歴事項全部証明書

- ※ 法人の場合「廃止」とは、法人としては継続するが、宅建業は行わなくなることを意味します。法人としても継続しない場合は「合併及び破産以外の理由による解散」です。
- ※ 廃業届出を提出した業者に所属していた専任の宅地建物取引士又は宅地建物取引士の資格登録をしている者は、【様式第七号】宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書を、資格登録している都道府県知事に変更登録申請する必要があります（従事先の変更）。
- ※ 営業保証金又は弁済業務保証金分担金の取戻しは、当該届出とは別の手続が必要です。
 - 営業保証金
営業保証金取りもどし公告を行い、（様式第8）営業保証金取戻公告届出書を提出。
6月以上経過後、（様式第9）証明願を提出（別途、フローチャート、記入例あり）。
 - 弁済業務保証金分担金
加入している保証協会にお尋ねください。
 - ・（公社）全国宅地建物取引業保証協会宮崎本部 0985-26-4522
 - ・（公社）不動産保証協会宮崎県本部 0985-24-2527